

# これまでに講じてきた転換支援措置

## 1 老健施設等への機能転換に向けた助成措置

- ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村への交付金)
- ・ 医療提供体制施設整備交付金(都道府県への交付金)(~平成19年度)
- ・ 医療保険財源による「病床転換助成事業」(平成20年度~)  
の活用により、転換に要する費用を助成。

## 2 医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型の創設

- ・ 診療報酬及び介護報酬において、医師、看護職員等の配置等を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ報酬上評価する類型(介護保険移行準備病棟・経過型介護療養型医療施設)を創設。

## 3 療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和

- ・ 既存の建物をそのまま活用して介護老人保健施設に円滑に転換できるよう、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設については、
  - ①1床当たりの面積基準を6.4㎡以上とする(※通常は8㎡以上)(平成23年度末までの経過措置)
  - ②廊下幅の基準については、内法1.2m以上(両側に居室がある場合、内法1.6m以上)とする(※通常はそれぞれ1.8m以上、2.7m以上)